

# 第2次井手町 人権教育・啓発推進計画

概要版



2017年(平成29年)3月

京都府井手町

# ■ 計画の基本的な考え方

## ◆ 計画改定の趣旨

- 「人権の世紀」といわれる21世紀を迎えた現在においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者等の人権等に関するさまざまな問題が依然として存在しています。
- 近年では、インターネット上の掲示板等への悪質な書込みや戸籍等の不正取得等の事象も発生しています。
- このような人権をめぐる動きや変化に合わせた人権に関する教育・啓発を推進するための新たな指針として、「第2次井手町人権教育・啓発推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

## ◆ 計画の目標

- 第2次計画では、井手町第4次総合計画に掲げる「ふれ合いつながるまち」の実現を目指します。
- そのようなまちを実現するため、住民一人ひとりが、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を井手町において構築することを目標とします。

## ◆ 計画期間

- 2017年度（平成29年度）から2026年度（平成38年度）の10年間とします。

## ◆ 人権教育・啓発の視点

- 第2次計画に沿って取り組む人権教育・啓発は、次の点に留意し推進します。
  - ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
  - ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
  - ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
  - ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発



## 同和問題

- 不動産取引や身元調査のための戸籍謄本の不正取得、インターネット上での差別書き込みなど、今日においてもなお同和地区への差別事件や心理的差別がみられます。
- 同和問題を人権問題の重要な柱として引き続き位置づけ、依然残された課題の早期解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果を踏まえ、現行の制度を的確に適用して取組を推進します。
- 同和地区に関する偏見や差別意識の解消に向けて、人権尊重の視点から効果的な人権教育・啓発を推進します。
- いづみ人権交流センターを拠点に活発な住民交流を促進し、住民相互の理解と信頼を深めながら、人権が尊重されるまちづくりやそれを担う人づくりを推進します。

## 女性

- 固定的性別役割分担意識や性別に起因する差別的取り扱いの排除、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとした女性に対するあらゆる暴力の根絶、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等、解決すべき課題が依然存在しています。
- 男女が自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できるよう取組を充実し、固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を促進します。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶に向けた取組とともに、デートDVへの理解が広まるよう、学校でも男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。
- ストーカー行為（つきまとい）やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の人権侵害行為についても、人権教育・啓発の推進を通して防止に努めます。
- 女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発のほか、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、家庭と仕事の両立への支援に努めます。



## ■人権問題の現状等と取組の方向

### 子ども

- 井手町では、放課後児童クラブなどの子育て支援のほか、子育て講座や子育て相談を実施するとともに、虐待防止を含めた子育てサポート体制を構築しています。
- 児童虐待については、児童虐待防止対策に関わる関係機関等との連携・協力体制を強化し、児童虐待の防止と子どもの権利擁護に向けた取組を推進するとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、民生委員・児童委員等による地域住民の見守り活動などを通して、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- いじめ問題については、「井手町いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止に向けた教育・啓発を行うとともに、いじめの早期発見、早期対応を図り、いじめを受けた子どもへの適切な支援に取り組みます。
- 子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、すべての人が子どもの権利についての認識等を深める啓発を推進します。
- 子どもは「将来を担う社会の宝」です。生まれ育つ環境に左右されることなく、すべての子どもが将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

### 高齢者

- 元気な高齢者が年齢制限等で雇用・就業機会を奪われ、自ら社会参加できなかつたり、消費者被害のほか、高齢者に対する身体的・心理的虐待や経済的虐待などが社会問題となっています。
- 介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう井手町版地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- 高齢者が自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者の活躍の場や地域活動への参加支援、就労機会の拡大など自立と生きがいづくりに向けたさまざまな支援に努めます。
- 高齢者や認知症への理解促進のための教育・啓発を促進します。
- 高齢者虐待防止の取組や成年後見制度の周知を図り、虐待の被害者や養護者等からの相談や支援、救済など高齢者の権利擁護を推進します。



### 障がいのある人

- 「井手町障害者福祉計画」に基づき、障がいのある人が住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた施策を積極的に進め、障がいのある人もない人も共に、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活することのできる共生社会の実現を目指した取組を推進しています。
- 障がいのある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるため、障がいや障がい者に関する正しい知識の普及や啓発を一層推進し、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
- 障がいのある人とない人の相互の理解を深め、交流の促進を図ります。

### 外国人

- わが国に在留する外国人は年々増加しています。近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われているという問題が発生しています。
- 言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合い、地域でのつながりを深め、民族や国籍等による差別がない「多文化共生社会」の実現に向けた取組を推進します。
- 住民一人ひとりの「心の国際化」を推進し、人を排斥し誹謗中傷する行為は許されないという人権意識の高揚を図るため、京都府等と連携しながら、効果的な人権啓発に取り組みます。

### 感染症・ハンセン病患者等

- エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病患者及びハンセン病回復者に対する差別や偏見が根強く存在しています。
- エイズやハンセン病、その他の難病に対する正しい知識の普及を推進します。
- エイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・ハンセン病回復者、その他の難病患者が尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指した取組を京都府と連携しながら推進します。



## ■ 人権問題の現状等と取組の方向

### さまざまな人権問題

#### 犯罪被害者等

- ・ 府や関係機関と連携し、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図ります。
- ・ 犯罪被害者等の人権擁護に資する支援・啓発活動を推進します。

#### ホームレス、生活困窮者

- ・ 「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援制度を適正に運用し、ホームレス等の生活困窮者の自立を支援します。

#### 性同一性障がい、性的指向

- ・ 性同一性障がいや性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる地域環境になるよう、性の多様性について住民の理解を深めるための啓発を推進します。

#### その他の人権問題

- ・ 刑を終えて出所した人々、アイヌの人々、婚外子、北朝鮮当局による拉致問題など、さまざまな人権問題に関する教育・啓発を推進します。

### 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

#### インターネットによる人権侵害

- ・ インターネットの危険性について住民に周知し、安心してインターネットを利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図ります。

#### 個人情報の保護

- ・ 井手町個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。
- ・ プライバシー等の保護や取扱いの責任・モラルについての教育・啓発に取り組みます。
- ・ 個人のプライバシーを侵害するおそれがある行為等について啓発を図ります。

#### 安心して働ける職場環境の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現や職場でのハラスメントの防止等に向け、関係機関等と連携し、住民意識の一層の醸成を図るための広報、啓発に努めます。

#### 災害と人権、災害時における人権への配慮

- ・ 災害時においても人権が守られ、住民一人ひとりが思いやりの心を持つよう意識の醸成を図ります。
- ・ 人権に配慮した災害時の対応を図るとともに、災害時の相談、援助、情報伝達など被災者の状況を踏まえた支援体制の確立に努めます。



## あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

### 就学前の教育・保育施設

- 相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど、人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした教育・保育活動を推進します。
- すべての職員が研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組みます。

### 学 校

- 「学習指導要領」や「京都府教育振興プラン」「学校教育の重点（京都府）」「井手町教育大綱」「井手町教育推進の重点」に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。

### 地域社会

- 身近な地域において、住民がさまざまな人権問題についての認識を深め、基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会をつくるため、人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

### 家 庭

- 親子ともに人権意識が高まり、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれる家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。
- 家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校や地域との連携をより一層強め、相談支援機能の充実に努めます。

### 企業・職場

- 町内の企業に対して人権研修の実施を促進します。
- 企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し情報提供等の支援に努めます。



# ■人権教育・啓発の推進

## 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

役場職員	●人権尊重の理念やさまざまな人権問題の現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に、効果的な職員研修を実施します。
教職員・ 社会教育関係者	●体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のための校内研修の充実に努めます。 ●人権教育に関する知識の深化と、実践力や指導力の向上を図ります。 ●社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。
保健福祉関係者	●保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・啓発の充実に支援します。
指導者の養成	●さまざまな研修機会等を通して、指導者を養成する取組に努めます。 ●住民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。
人権教育・啓発 資料等の整備	●対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の開発に努めます。 ●生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件整備に努めます。
効果的な手法による人権教育・ 啓発の実施	●幼児期からの発達段階等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校、地域社会、家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を作成して取り組みます。 ●人権啓発については、身近な問題をテーマに、広報紙、新聞、ラジオ等のメディアのほか、インターネットも積極的に活用し幅広く情報提供、啓発に努めます。 ●憲法週間（5月1日～7日）をはじめ、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4日～10日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

## ■計画の推進

- ・井手町人権教育・啓発推進本部による関係部局が連携した総合的な推進
- ・国、京都府、近隣市町村等との連携、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進、公的団体、企業、NPO等の民間団体等とのパートナーとしての協働関係の構築
- ・井手町人権教育・啓発推進本部における毎年度の重点取組を定めた実施方針の策定と施策の点検による計画のフォローアップの実施

第2次井手町人権教育・啓発推進計画〔概要版〕2017年(平成29年)3月

発行・編集：井手町（いづみ人権交流センター）

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67番地（庁舎）

TEL 0774-82-2001(代表) FAX 0774-82-5055

京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下37番地の1（いづみ人権交流センター）

TEL 0774-82-3380 FAX 0774-82-4112

